

第62号議案 長崎市民会館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市学びの多様化学校の設置について	2～5
2 条例改正の内容	6～8
3 今後のスケジュール	9
4 条例の施行期日	9
5 新旧対照表	10～15

教育委員会

令和6年6月

1 長崎市学びの多様化学校の設置について

(1) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）とは

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき（第79条（中学校）において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。

国は、第4期教育振興基本計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令都市での1校以上の設置を本計画期間内に進め、将来的には全国で300校の設置を目指すとしている。

令和6年4月現在、15都道府県に35校（公立21校、私立14校）の学びの多様化学校が設置されている。開設スタイルは様々で、学校の設置基準を満たした「本校」タイプ、既存の学校から分離して他の建物の一部を使用して設置する「分教室」タイプがある。

(2) 長崎市における設置の考え

長崎市においては、不登校児童生徒数及び校内別室利用者数ともに中学生が多いこと、現在設置が可能な施設面積やキャパシティの問題等を理由に、「中学校の分教室」を先行して設置し、将来的に「小中併設本校」の開校を目指すこととする。

(3) カリキュラム等について（案）

ア 年間の総授業時数を標準の1015時間から2割ほど減じ、805時間に軽減。

イ 登校時刻を遅く設定し、朝の時間にゆとりを創出。

ウ 午前2単位時間、午後2単位時間に設定（週20単位×35週＝700時間）

エ 朝10分、午後20分の帯時間を設定。（1日30分×週5日／1単位時間50分×35週＝105時間）

オ SC（スクールカウンセラー）による定期的なカウンセリングの実施。

カ 体験活動やSST（ソーシャルスキルトレーニング）等、社会的自立を支援する学びを積極的に導入。

日 課 表

登 校	～ 9 :50
朝の学活	9 :50 ～ 9 :55
リフレッシュ (保健体育)	9 :55 ～ 10 :05
第1校時	10 :10 ～ 11 :00
第2校時	11 :10 ～ 12 :00
昼食・昼休	12 :00 ～ 13 :00
第3校時	13 :00 ～ 13 :50
第4校時	14 :00 ～ 14 :50
セパレート (国・数・外)	15 :00 ～ 15 :20
帰りの学活	15 :20 ～ 15 :30

(4) 設置場所

- 本校 住所 長崎市桜馬場2丁目2番1号 長崎市立桜馬場中学校
 - 分教室 住所 長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館2階
- 配置 教室3、職員室1、保健スペース1、個別スペース1 等 ※(7) 市民会館の配置の変更 参照
延床面積 315㎡

(5) 設置時期

令和8年4月1日開設予定

(6) 理由

ア 位置

市の中心部で交通の便が良く、市内全域から無理なく通学可能な場所である。

イ 建物の状況

学校施設を設置できる耐震性があり、2階に避難口を設置することで同階への建築基準法上の設置基準を満たすことができる。

ウ 利用可能スペース

現在利用している2階研修室の移転及びその移転先の7階に入居している団体等の移転が必要となるが、必要な機能を整備できるスペースがある。

※ 市民会館2階の「調理実習室」、7階の「体育室」や「室内楽室」等については、市民の生涯学習の学びの場として稼働率が高いため貸室のままとし、学びの多様化学校が使用する時間帯等を指定管理者と協議の上、運用していくこととする。

エ 人的セキュリティ対策及び搬出搬入

ある程度の動線誘導は行うが、学びの多様化学校エリアの教室前廊下やトイレは、基本的に生徒と市民の共用スペースとなる。各教室や保健スペースの出入口に電子錠を設置して所属生徒のIDカードで開閉できる仕組みを取り入れたり、教室間の連絡扉を設けたり、各部屋間のインターホンを設置したりすることで、セキュリティ対策を講じることができる。

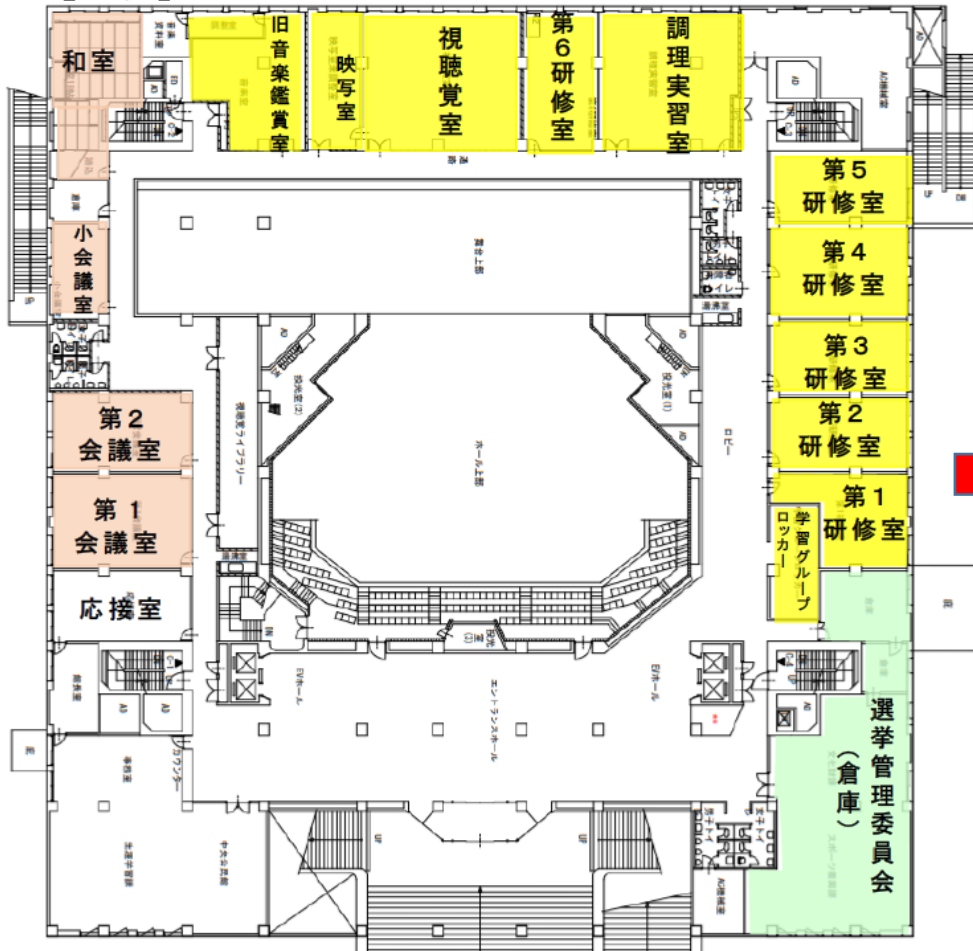
各種物資の搬入に関しては、2階に設置する避難口を入口として利用することで、他の施設利用者と交わることなく、直接学びの多様化学校エリアに対して搬出搬入ができる。

(7) 市民会館の配置の変更

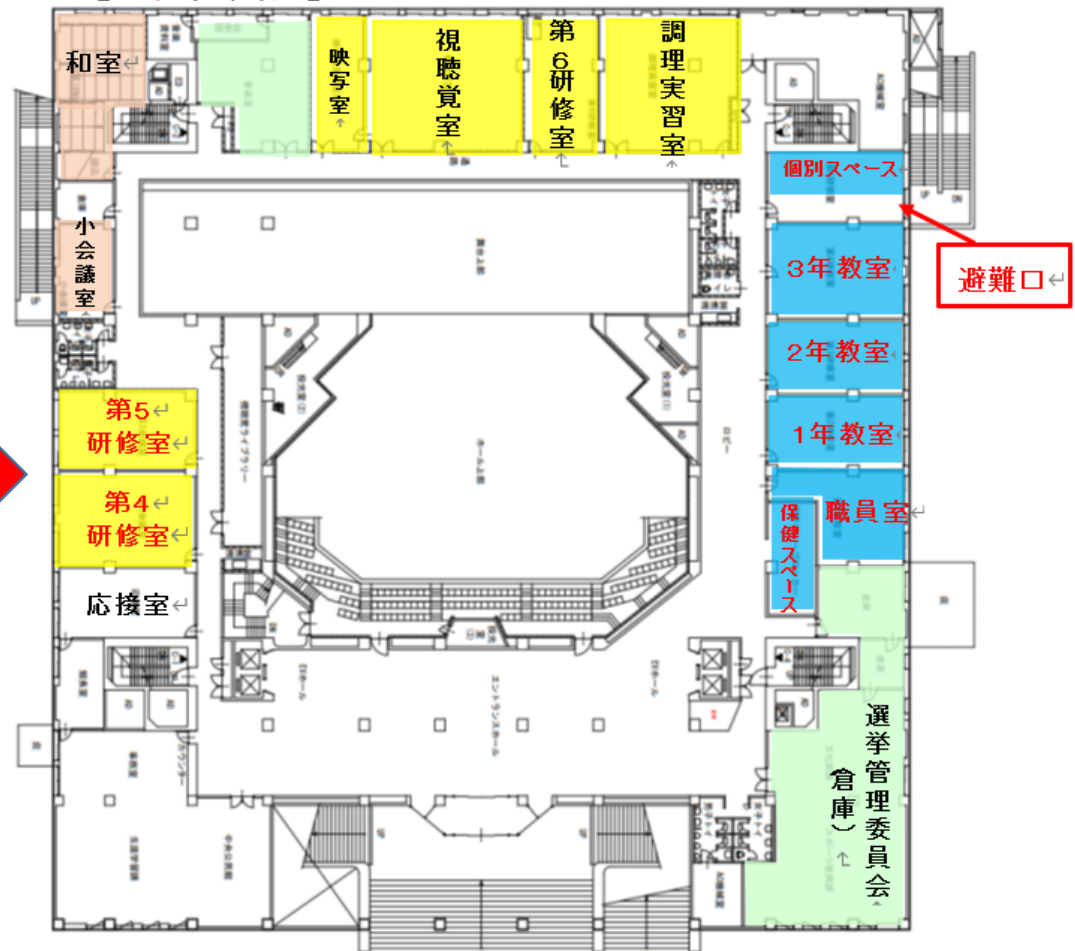
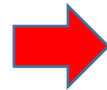
(配置変更図)

2階

【現在】



【配置変更後】



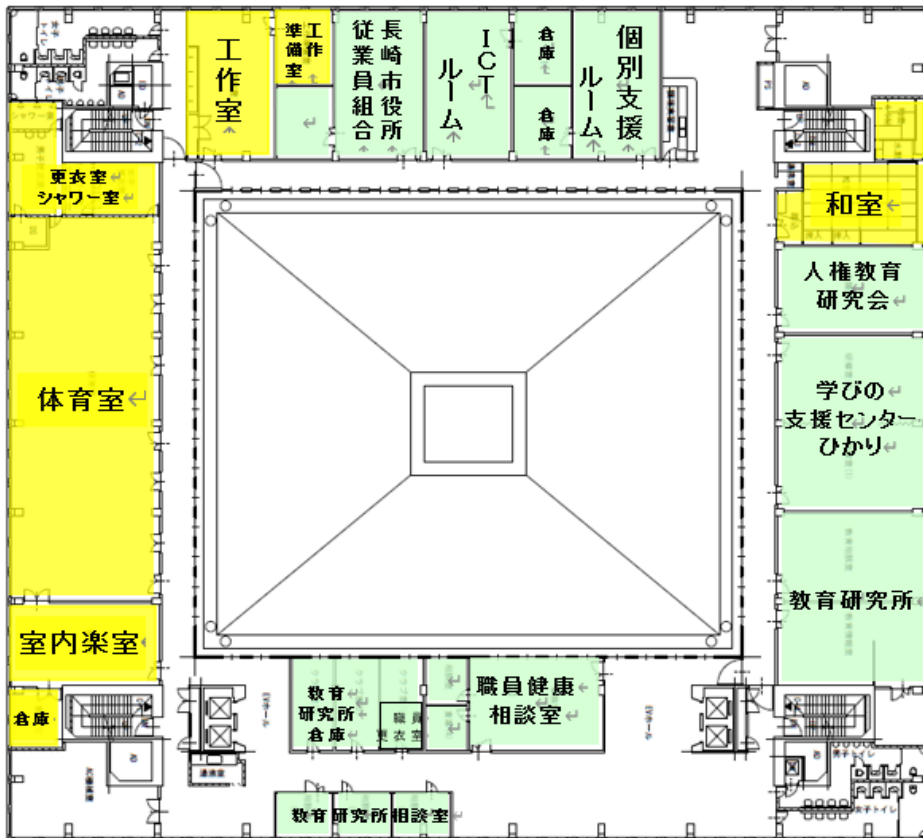
- ・市民会館2階の中央公民館第1研修室から第5研修室の位置に、「学びの多様化学校」を設置する。
- ・文化ホール第1会議室、第2会議室は廃止し、跡地に第4研修室、第5研修室を移転する。
- ・第1研修室から第3研修室は7階に移転する。

【凡例】

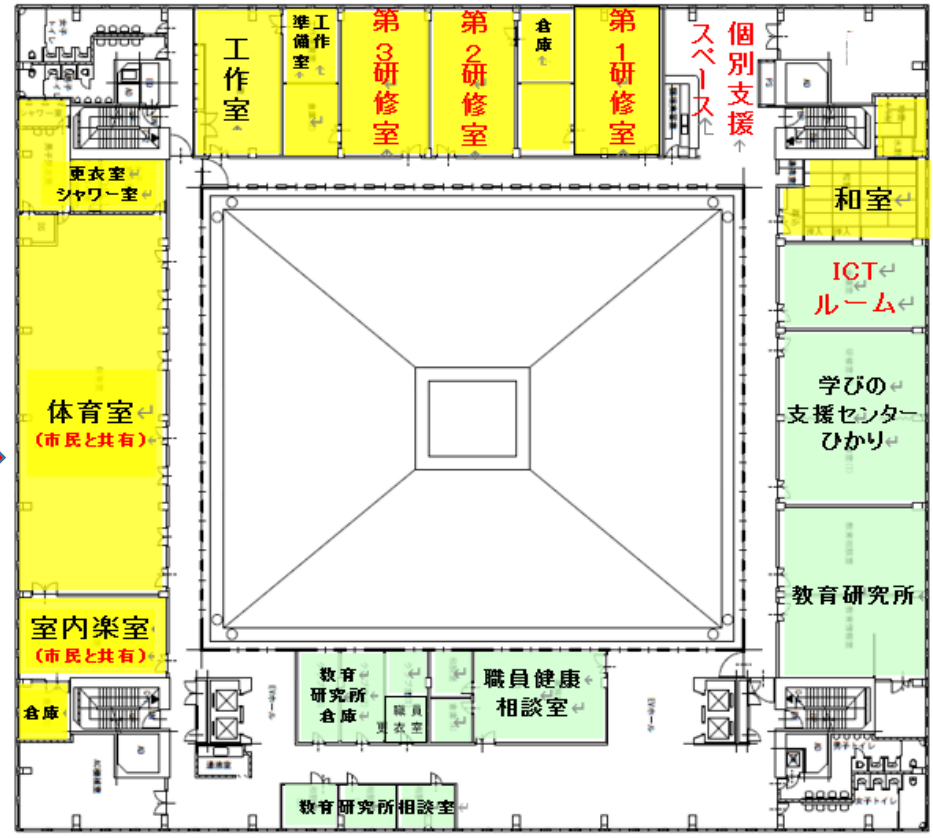
中央公民館
文化ホール
市庁舎等部分
学びの多様化学校

7階

【現在】



【配置変更後】



(配置の考え方)

- ・市民会館7階の「個別支援ルーム」「ICTルーム」「長崎市市役所従業員組合」の所在する場所に、第1研修室から第3研修室を配置する。
- ・「個別支援ルーム」の機能はオープンスペース部分を活用する。
- ・「ICTルーム」は「市人権教育研究会」の事務所が所在する場所に移転する。

【凡例】

中央公民館
文化ホール
市庁舎等部分
学びの多様化学校

2 条例改正の内容

(1) 改正の概要

不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するための学びの場の整備に向けて、貸室の一部を廃止するとともに、貸室の配置変更に伴い料金表を改定する。

項目	施設名	室名	改正内容
廃止する貸室	文化ホール	第1会議室、第2会議室	左記貸室を料金表から削除する。
配置変更する貸室	中央公民館	第1研修室 (40㎡→60㎡) 第2研修室 (55㎡→60㎡) 第3研修室 (55㎡→60㎡) 第4研修室 (70㎡→70㎡) 第5研修室 (55㎡→55㎡) ※ () は、変更前面積→変更後面積	第1研修室は、面積の増により料金区分が変更となることから基準額を改定する。

(参考) 料金区分 (面積) ごとの基準額

部屋区分	料金区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
研修室	50㎡未満	628	838	838
	50㎡以上～70㎡未満	796	1,058	1,058
	70㎡以上～100㎡未満	995	1,330	1,330

(2) 中央公民館第1研修室の基準額改定

次のとおり基準額を改定する。なお、改定により、第1研修室の基準額は、第2・第3・第5・第6研修室の基準額と同額になる。

利用時間 種別	午前9時から正午まで ①		午後1時から午後5時まで ②		午後6時から午後9時まで ③		午前9時から 午後5時まで ④	午後1時から 午後9時まで ⑤	午前9時から 午後9時まで ⑥
		円		円		円	円	円	円
第1研修室	3時間未満の 場合	1時間につき 209 265	4時間未満の 場合	1時間につき 209 264	3時間未満の 場合	1時間につき 279 352	1,466 1,854	1,676 2,116	2,304 2,912
	3時間の 場合	628 796	4時間の 場合	838 1,058	3時間の 場合	838 1,058			

(計算式)

- ①午前9時から正午まで 3時間未満の場合 1時間につき 796円÷3h≒265円
- ②午後1時から午後5時まで 3時間未満の場合 1時間につき 1,058円÷4h≒264円
- ③午後6時から午後9時まで 3時間未満の場合 1時間につき 1,058円÷3h≒352円
- ④午前9時から午後5時 796円+1,058円=1,854円
- ⑤午後1時から午後9時まで 1,058円+1,058円=2,116円
- ⑥午前9時から午後9時まで 796円+1,058円+1,058円=2,912円

(3) 市民会館貸室の稼働状況

階層	区分	種別	稼働率				
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
2階	中央 公民館	第1研修室	56.63%	61.11%	43.37%	33.06%	41.85%
		第2研修室	48.14%	53.20%	42.33%	34.00%	42.30%
		第3研修室	42.04%	45.39%	36.10%	28.60%	32.48%
		第4研修室	36.51%	41.71%	32.41%	26.80%	33.85%
		第5研修室	33.37%	39.08%	21.80%	19.50%	24.26%
		第6研修室	27.84%	33.90%	19.61%	17.64%	22.50%
		調理実習室	19.73%	22.41%	10.50%	13.46%	14.54%
	視聴覚室	23.64%	28.25%	10.03%	16.28%	31.19%	
	文化 ホール	第1会議室	24.98%	21.40%	17.84%	13.37%	18.77%
		第2会議室	18.49%	21.40%	13.22%	13.48%	25.34%
		小会議室	62.92%	60.98%	43.39%	37.80%	43.18%
和室		16.59%	15.53%	13.11%	11.93%	18.12%	
7階	中央 公民館	室内楽室	26.22%	31.73%	27.34%	34.83%	43.04%
		和室	7.63%	22.13%	4.96%	2.62%	5.04%
		体育室	86.84%	87.85%	68.74%	54.85%	66.82%
		工作室	13.06%	17.42%	13.26%	8.04%	5.59%

※令和2年度までは、午前・午後・夜間のコマ数による稼働率。令和3年度以降は、1時間単位での利用が可能となったため時間数による稼働率。

3 今後のスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館条例の改正 ・ 補正予算（2階学校設計費） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> 市民会館2階 実施設計業務委託 </div>
令和6年8月 ～ 令和7年1月		
令和7年2月		
令和7年6月 ～ 令和8年2月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市民会館2階 改修工事 </div>
令和8年4月		開校予定

4 条例の施行期日

令和7年4月1日から施行する。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市民会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月20日 条例第1号</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和6年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の長崎市民会館条例（以下「新条例」という。）別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p><u>3 新条例別表第1第2号に規定する第1会議室から第8会議室まで及び別表第3に規定する第1研修室を利用させるために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。</u></p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <p>文化ホールの利用に係る基準額</p> <p>(1) ホールを利用する場合</p> <p>(略)</p>	<p>○長崎市民会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月20日 条例第1号</p> <p>(略)</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <p>文化ホールの利用に係る基準額</p> <p>(1) ホールを利用する場合</p> <p>(略)</p>

改正後									改正前										
(2) ホール以外を利用する場合									(2) ホール以外を利用する場合										
種別	午前 9 時から 正午まで		午後 1 時から 午後 5 時まで		午後 6 時から 午後 9 時まで		午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで	種別	午前 9 時から 正午まで		午後 1 時から 午後 5 時まで		午後 6 時から 午後 9 時まで		午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
[削除]										第1会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	4,650	5,320	7,310
											未満の につき 場合	663	未満の につき 場合	665	未満の につき 場合	886			
											3 時間 の場合	1,990	4 時間 の場合	2,660	3 時間 の場合	2,660			
[削除]										第2会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	3,917	4,482	6,158
											未満の につき 場合	558	未満の につき 場合	560	未満の につき 場合	747			
											3 時間 の場合	1,676	4 時間 の場合	2,241	3 時間 の場合	2,241			
第1会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	1,854	2,116	2,912	第3会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	1,854	2,116	2,912
	未満の につき 場合	265	未満の につき 場合	264	未満の につき 場合	352					未満の につき 場合	265	未満の につき 場合	264	未満の につき 場合	352			
	3 時間 の場合	796	4 時間 の場合	1,058	3 時間 の場合	1,058					3 時間 の場合	796	4 時間 の場合	1,058	3 時間 の場合	1,058			

改正後										改正前									
第2会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,325	2,660	3,655	第4会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,325	2,660	3,655
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき			
	331		332		443						331		332		443				
	3時間	995	4時間	1,330	3時間	1,330				3時間	995	4時間	1,330	3時間	1,330				
	の場合		の場合		の場合					の場合		の場合		の場合					
第3会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,832	2,094	2,879	第5会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,832	2,094	2,879
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき			
	261		261		349						261		261		349				
	3時間	785	4時間	1,047	3時間	1,047				3時間	785	4時間	1,047	3時間	1,047				
	の場合		の場合		の場合					の場合		の場合		の場合					
第4会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,325	2,660	3,655	第6会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,325	2,660	3,655
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき			
	331		332		443						331		332		443				
	3時間	995	4時間	1,330	3時間	1,330				3時間	995	4時間	1,330	3時間	1,330				
	の場合		の場合		の場合					の場合		の場合		の場合					
第5会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,854	2,116	2,912	第7会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,854	2,116	2,912
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき			
	265		264		352						265		264		352				
	3時間	796	4時間	1,058	3時間	1,058				3時間	796	4時間	1,058	3時間	1,058				
	の場合		の場合		の場合					の場合		の場合		の場合					

改正後										改正前									
第6会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,938	2,158	3,017	第8会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,938	2,158	3,017
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき			
	286		269		359						286		269		359				
	3時間	859	4時間	1,079	3時間	1,079				3時間	859	4時間	1,079	3時間	1,079				
	の場合		の場合		の場合					の場合		の場合		の場合					
第7会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,053	2,346	3,226	第9会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,053	2,346	3,226
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき			
	293		293		391						293		293		391				
	3時間	880	4時間	1,173	3時間	1,173				3時間	880	4時間	1,173	3時間	1,173				
	の場合		の場合		の場合					の場合		の場合		の場合					
第8会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	4,117	4,714	6,474	第10会議室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	4,117	4,714	6,474
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき			
	586		589		785						586		589		785				
	3時間	1,760	4時間	2,357	3時間	2,357				3時間	1,760	4時間	2,357	3時間	2,357				
	の場合		の場合		の場合					の場合		の場合		の場合					

(略)

別表第2 (第8条関係)

市民体育館の利用に係る基準額

(略)

(略)

別表第2 (第8条関係)

市民体育館の利用に係る基準額

(略)

改正後

別表第3（第8条関係）

中央公民館の利用に係る基準額

種別	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		円	円	円
	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352			
第1研修室	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第2研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第3研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			

改正前

別表第3（第8条関係）

中央公民館の利用に係る基準額

種別	午前9時から正 午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		円	円	円
	3時間 未満の 場合	1時間 につき 209	4時間 未満の 場合	1時間 につき 209	3時間 未満の 場合	1時間 につき 279			
第1研修室	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3時間 未満の 場合	1時間 につき 209	4時間 未満の 場合	1時間 につき 209	3時間 未満の 場合	1時間 につき 279	1,466	1,676	2,304
	3時間 の場合	628	4時間 の場合	838	3時間 の場合	838			
第2研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第3研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			

改正後										改正前									
第4研修室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,325	2,660	3,655	第4研修室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	2,325	2,660	3,655
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					331	332	443	未満の場合	につき	未満の場合			
	3時間	995	4時間	1,330	3時間	1,330					3時間	995	4時間	1,330	3時間	1,330			
	の場合		の場合		の場合						の場合		の場合		の場合				
第5研修室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,854	2,116	2,912	第5研修室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,854	2,116	2,912
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					265	264	352	未満の場合	につき	未満の場合			
	3時間	796	4時間	1,058	3時間	1,058					3時間	796	4時間	1,058	3時間	1,058			
	の場合		の場合		の場合						の場合		の場合		の場合				
第6研修室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,854	2,116	2,912	第6研修室	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	1,854	2,116	2,912
	未満の場合	につき	未満の場合	につき	未満の場合	につき					265	264	352	未満の場合	につき	未満の場合			
	3時間	796	4時間	1,058	3時間	1,058					3時間	796	4時間	1,058	3時間	1,058			
	の場合		の場合		の場合						の場合		の場合		の場合				
(略)										(略)									
別表第4 (第8条関係)										別表第4 (第8条関係)									
(略)										(略)									
別表第5 (第18条関係)										別表第5 (第18条関係)									
(略)										(略)									